



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動火災保険株式会社

MILLEA GROUP

東京海上日動 マリンニュース

NO. 164

2005年12月7日

海上業務部 コマーシャル損害部

(社)日本海運集会所 救助契約書式の改定および 「特別補償に関する特約条項」の制定について (2005年12月改定)

要旨

今般、社団法人日本海運集会所の救助契約書式が改定され、新たに「特別補償に関する特約条項」が制定されました。この特約条項により、救助業者は環境損害発生のおそれの有無にかかわらず本条項を発動することができるようになりました。また、あわせて本体の救助契約書式も改定されました。

「特別補償に関する特約条項」は、ロイズ救助契約標準書式において1999年から使用されているSCOPIC条項と基本的には類似した内容となっています。

(注1) ロイズ救助契約標準書式

今日世界中で最も広く使用されている海難救助契約書式であり、通常LOF(Lloyd's Open Form)と呼ばれています。1908年に最初のLOFが制定され、その後幾度の改定を経て現在に至っており、現在使用されているのは2000年に制定されたLOF2000です。

(注2) SCOPIC (Special Compensation PI Clubの略号)

LOFの追加契約条項として、1999年に制定された書式です。救助船、救助用具等について予め船主、救助者等が1日あたりの使用料を合意しておいて、救助者は環境損害のおそれの有無にかかわらず、救助作業を行う中で任意にこの条項を発動できます。SCOPIC条項の詳細につきましてはマリンニュース第131号(1999年5月10日付)及び第140号(2000年9月7日付)をご参照下さい。

1. 経緯

- (1) 社団法人日本海運集会所の救助契約書式(以下「JSEフォーム」という。)は、わが国で広く使用されており、これまでロイズ救助契約標準書式(以下「LOF」という。)も参考にして、必要な改定が行われてきました。現在使用されているJSEフォームは1991年に改定されたものです。
- (2) LOFにおいては1999年8月1日にSCOPIC (Special Compensation PI Clubの略号)条項が追加契約条項として制定され、2000年にLOF2000とSCOPIC2000が制定されて現在に至っています。
- (3) 今般JSEフォームが改定され、冒頭にボックス欄を新設して、見やすくするとともに、書式の文言が若干改定されました。また、新たにSCOPIC条項と類似した内容の「特別補償に関する特約条項」が制定されました。本条項の制定により、船主が救助業者に対してJSEフォームで救助を依頼する際には、同フォームにこの条項を取り込んで契約するか、またはJSEフォームのみの契約とするか、2通りの方法のうち、いずれかを選択できることになりました。

2. JSEフォームの主な変更内容

(1) ボックス欄の新設と書式文言の改定

世界の標準契約書式を参考にして、今回書式の冒頭に新たにボックス欄を設けて、下記の6個の項目を記入するようになりました。

- ① 救助者
- ② 被救助財産（積荷その他の財貨を含む）
- ③ 契約締結日
- ④ 契約締結場所
- ⑤ 「特別補償に関する特約条項」を本契約書に取り込むか否かの確認
- ⑥ 「特別補償に関する特約条項」を含む場合に使用する料率表

書式文言の手直しは LOF2000 を参考にして行われましたが、内容に大きな変更はありません。

(2) 「特別補償に関する特約条項」（以下「特約条項」という。）の制定

基本的な原則は LOF2000 の SCOPIC 条項と同様です。

- ① 従来の JSE フォームでは、「第9条〔特別補償〕」において特別補償を救助業者に支払う際には、「環境損害を発生させるおそれ」を要件としていましたが、特約条項においては「救助者は、環境損害が発生するおそれの有無等状況の如何にかかわらず、その裁量により、本船船主に対し書面で通知を発することによって、特約条項を発効させることができる。」としており、「環境損害が発生するおそれ」を発効要件としていません。
- ② 救助業者が特約条項を発効させた場合、船主は特約条項報酬に対する担保を提供し、担保の金額は「利息及び訴訟費用を含め3億円とし、銀行、保険会社、P & I クラブ及び保証会社の保証状、現金その他これに準ずるもので救助者が承認するもの」とされています。尚、弊社が保証状を発行するためにはてん補限度額3億円以上のPI保険に加入していただいている必要があります。
- ③ 特約条項が発効した場合には、船主は現場特別代理人を選任することができます。現場特別代理人の任務は、救助作業および救助に必要な用具について、全ての財貨の所有者のために救助者に対して助言を与えること、および、救助終了後に特約条項報酬を算定し、特約条項報告書を作成することです。
- ④ 救助報酬金額が特約条項報酬金額より低額と判明した場合には、その差額を船主が救助業者に支払うことになり、この部分についてはPI保険者が負担することになります。
- ⑤ 救助者が安易に特約条項を発効しないように、一定の場合、救助者への救助報酬が減額されます。具体的には、特約条項が発効したものの、結果的に救助報酬が特約条項報酬を上回った場合には、差額の25%の金額が救助報酬から減額されることとなります。

以上